



象文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成29年9月30日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その取消しを求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

秋田県建設工事紛争審査会が行う調停の手続は、次の理由から非公開情報には該当しないため、実施機関が行った本件処分は、条例第6条第1項の規定に違反して、違法である。

- (1) 本件調停に関する情報は、審査請求人自身にかかわる情報であり、非公開情報には当たらない。
- (2) ○○業の許可を受けるため申請人側で○○○○を依頼した○○○○が被申請人の補佐人として調停に出席することは納得がいかず、しかも全て黙秘で悪質であるので情報の公開を強く希望する。
- (3) 実施機関は、「このことは、情報公開事務の手引（平成29年5月改訂版）p.47においても例として示されている」としている。しかし、

審査請求人が公開を求めている行政文書は、〇〇〇〇〇〇の事件に関するものであり、平成29年度に改訂された情報公開事務の「手引」に記載されていることを根拠に挙げることは、誤りである。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の22では、「建設工事紛争審査会の行う調停の手続は、公開しない。」と規定しており、秋田県建設工事紛争審査会が行う調停の手続に関する情報は、非公開情報について定める条例第6条第1項第8号の「法令により公開することができない情報」に該当する。このことは、「情報公開事務の手引（平成29年5月改訂版）」においても例として示されている。
- 2 秋田県建設工事紛争審査会の行う調停の手続に関する行政文書の存否を明らかにすると、当該手続が行われたかどうかを公開することになる。このことから、「公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、知事は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と定める条例第8条の規定を適用し、本件処分を行ったものである。
- 3 「条例に定める行政文書公開制度は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり」、「公開請求者が公開請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情が、当該行政文書を公開するかどうかの判断に影響を及ぼすものではない」とされている（「情報公開事務の手引（平成29年5月改訂版）」）。このことから、審査請求人が当事者であった調停の手続に関する情報であったとしても、当該情報が非公開情報であることに変わりはない。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- 1 平成29年12月21日 諮問の受付
- 2 平成30年 1月30日 審議
- 3 同 年 2月 5日 審査請求人から意見書を収受
- 4 同 年 3月 7日 審議
- 5 同 年 4月24日 実施機関が意見陳述
- 6 同 年 5月29日 審議
- 7 同 年 6月19日 審議
- 8 同 年 7月27日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件処分について

本件処分は、本件対象文書の存否を明らかにすると、建設業法第25条の22の規定により非公開とすることとされている建設工事紛争審査会の調停の手続を公開することになり、条例第6条第1項第8号に掲げる非公開情報（「法令により公開することができない情報」）を公開することになるとして、実施機関が条例第8条に基づき行った存否応答拒否処分である。

### 2 本件処分（存否応答拒否処分）の妥当性について

- (1) 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。



(3) 実施機関は、本件対象文書の存否を明らかにすると、本件調停事件の  
 手続が行われたかどうかを公開することになり、建設業法第25条の  
 22の規定の趣旨に反することから、条例第6条第1項第8号に掲げる  
 非公開情報を公開することになると説明するが、同法第25条の22の  
 規定が、実施機関が説明しているように、調停の手続の有無を公開でき  
 ない趣旨をも含むかどうかは別として、本件対象文書の存否を答えるこ  
 とが条例上の非公開情報を公開することになると認められることは上記  
 (2)のとおりであって、実施機関が条例第8条の規定により本件対象文書  
 の存否を明らかにしないで公開請求を拒否したことは、結論として妥当  
 である。

(4) 審査請求人は、本件調停事件に関する情報は（審査請求人）自身にか  
 かわるものであり、非公開情報には当たらないと主張する。

しかしながら、条例の定めた情報公開制度は、請求権者や請求の目的  
 のいかんを問わず、何人にも等しく情報の公開請求権を認めるものであ  
 り、公開請求者が公開請求に係る行政文書に記録されている情報の当事  
 者であるか否かは公開の可否に影響を及ぼすものではなく、したがって、  
 この点に関する審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右  
 するものではない。

## 第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」

		元副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士